

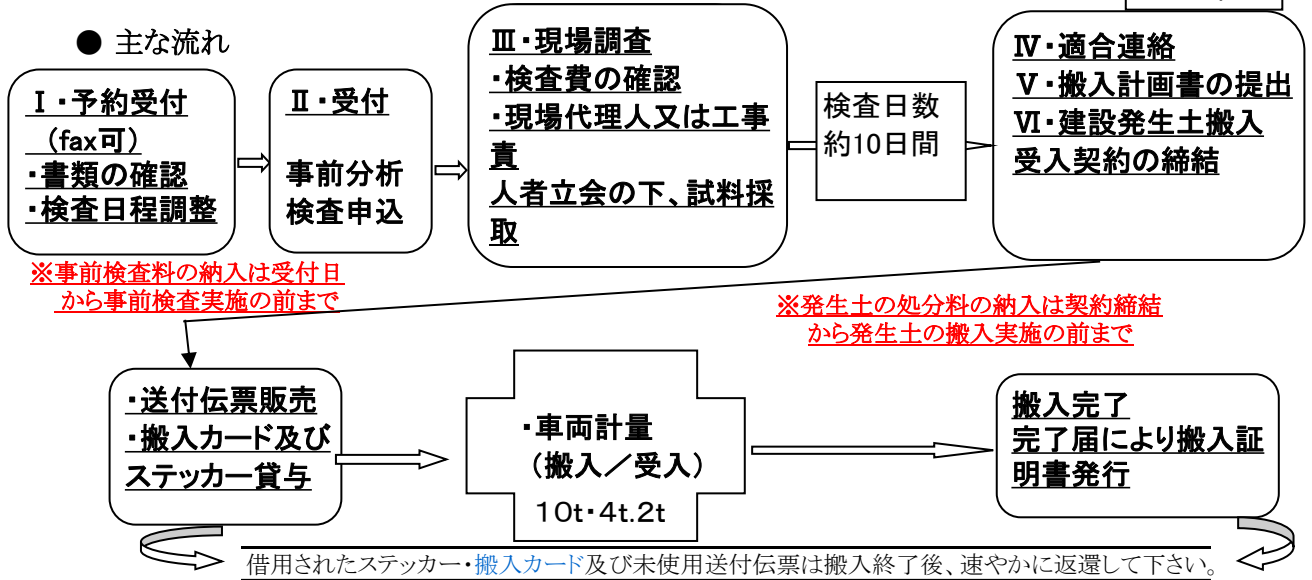
# 建設発生土申込みのご案内

申請者(請負業者及び下請工事施工業者とする。ただし発生土運搬業者は除く)は、下記①～③の書類を揃え、申込みして下さい。

- ① 工事名と発注者・請負者が確認できる書類又は下請業者の場合は、請負者から下請を認める下請承認書等、下請けが証明できる書類(必要に応じ当公社から確認します。)
- ② 残土量が確認できる工事設計書等の写し、又はその他の資料
- ③ 工事現場が確認できる位置図・図面等

工事請負契約書 ..... ..... .....	..... ..... 年月日 発注者 xxxxxx印
------------------------------------	---

● 主な流れ



※事前検査料の納入は受付日から事前検査実施の前まで

※発生土の処分料の納入は契約締結から発生土の搬入実施の前まで

「搬入カード」とは、発生土を搬入する時使用するICカードをいう。

受付時に、契約書・申請用紙等一式お渡しします。

検査結果の速報(電話にて)有りしだい、契約準備ができます。  
受付時・速報時までには必ず、書式③搬入計画書関係を提出して下さい。

- \* Iの予約受付は必要書類をFAX送信でも可とします。
- \* 検査費用38,000円(税込)は振込を基本として下さい。別添書式②事前分析検査申込書
- \* 契約搬入車両は
 

}	10t車/台 @11,000円	別添書式③建設発生土搬入計画書
	4t車/台 @4,400円	
	2t車/台 @2,200円	
- \* ステッカー・搬入カード借用及び処分料金納入については別添書式⑨ステッカー・搬入カード借用及び処分料金納入申込書
- \* 搬入土量変更時は、「搬入量変更届」を提出して下さい。別添書式⑩
- \* 「建設発生土搬入完了届」により受入証明書を発行します。別添書式⑪
- \* 貸与ステッカー・搬入カード及び未搬入処分料金は還付金請求書により、相当分を還付します。別添書式⑬

但し、搬入計画書に基づく搬入期間終了後、6ヵ月以後の精算がされないときは、契約書に基づき返還請求を放棄したものと見做します。

〒610-0121

京都府城陽市寺田水度坂130番地 (一財)城陽山砂利採取地整備公社

TEL0774-55-9506 FAX0774-55-9732 埋戻事業係

URL <http://www.joyoyamajari.jp> (申請書等はHPからダウンロード可)

E-mail [umemodosi@joyoyamajari.jp](mailto:umemodosi@joyoyamajari.jp)